

# 1. 一般住宅への住所地特例適用拡大・移住前の居住期間に応じた介護費用の按分について

## 提案の概要

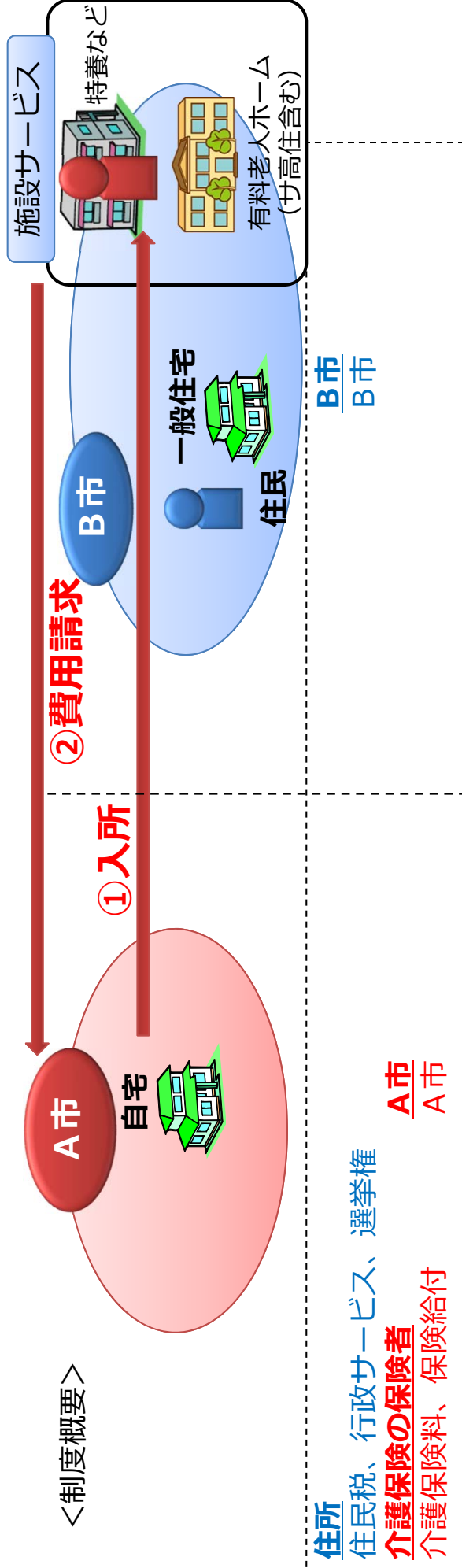
- 介護保険制度における住所地特例制度の適用対象に一旦出身地等に住宅を定めた後に施設入所や在宅サービスが必要になった場合等も含めること。
- 介護が必要になった場合に、移住前自治体における居住期間に応じて介護保険の住所地特例制度の対象とするなど、介護費用を移住前の自治体が負担する制度的な仕組みを講じること。

## 厚生労働省としての考え方

- 一般住宅へ住所地特例を適用拡大すると、高齢者が他自治体に転出超過となっている約6割の都道府県において、負担増となるおそれがある。
    - ※ 住民基本台帳の動きでは、24都道府県において65歳以上の高齢者が転出超過。
    - ※ 北海道、青森県、島根県、愛媛県、愛知県などでも65歳以上の高齢者が転出超過。
  - また、県内でも、地域の中核都市で働く子供が周辺の町村部から親を呼び寄せするなど、地方の町村部から地域の中核都市に移住する場合には、町村部の負担増となってしまう。
  - 過去の住所地の保険者が按分して負担する仕組みを構築したかどうかという提案があるが、最初の住所地市町村から転出後の住民の転入出の状況をずっと追いつき続ける仕組みを全市町村で構築することが必要であり、市町村の業務に過度な負担と混乱が生じることとなる。
- ⇒ 住所地特例は、介護保険制度上極めて例外的な措置であり、住宅まで制度を拡大することは自治体の責任の押し付け合いとなり、かえって介護保険制度の安定性を揺るがせるおそれがあるため、住所地特例の適用拡大は困難である。
- ご意見の真意は、高齢者の移住先自治体の保険財政を安定化させることにある。
  - 介護保険では、公費負担や40～64歳の若者世代の2号保険料による負担が保障されており、さらに1号保険料の負担が増加しないよう、調整交付金により市町村間での75歳以上の加入割合と所得の差を全国調整している。
  - このため、高齢者が移住する自治体を支援する観点から、特に年齢が高い高齢者が多い自治体によりきめ細かく配分できるよう、現行の調整交付金の配分効果を検証しつつ、**次期制度改正に向け調整交付金の配分方法を見直す**ことが考えられる。 **1**

# (参考資料1) 介護保険の住所地特例について

- 介護保険においては、地域保険の考え方から、住民票のある市町村が保険者となるのが原則。
- その原則のみだと介護保険施設等の所在する市町村に給付費の負担が偏ってしまうことから、施設等の整備が円滑に進まないおそれがある。
- このため、特例として、施設に入所する場合には、住民票を移しても、移す前の市町村が引き続き保険者となる仕組み（住所地特例）を設けている。



＜現在の対象施設等＞

- (1) 介護保険3施設
- (2) 特定施設（地域密着型特定施設を除く。）
  - ・ 有料老人ホーム
  - ・ 軽費老人ホーム
- (3) 養護老人ホーム

(参考)

有料老人ホーム：住まいと食事や生活支援サービスを一体で提供。  
介護サービスも同一事業者が提供する場合が多い。

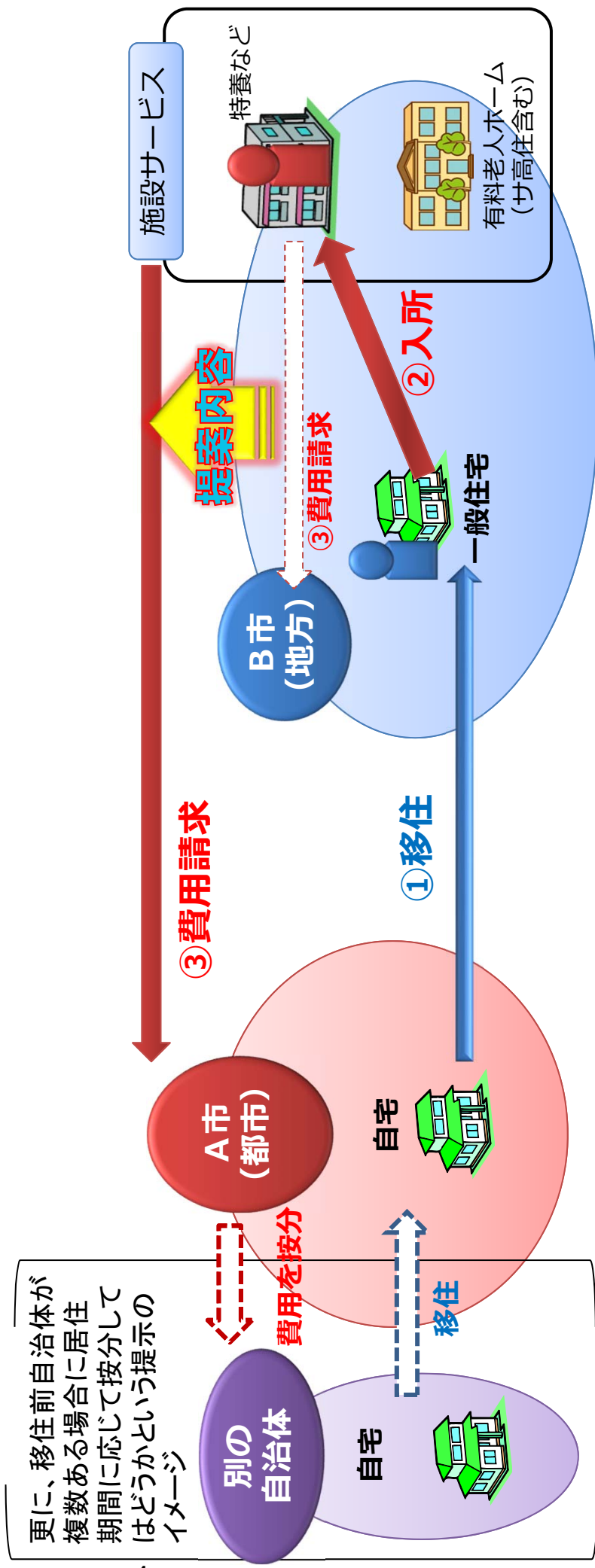
サービス付き高齢者向け住宅：「安否確認」や「生活相談」の提供が必須。  
介護サービスは外部の事業者が提供する。

# (参考資料2)高齢移住者に係る一般住宅への住所地特例拡大のご意見について

## 住所地特例拡大の意味

- 住所地特例の一般住宅等への拡大は、その住宅に居住する住民に係る費用負担を、移住前の他の自治体に転嫁することを意味している。

## 【提案のイメージ】



# (参考資料3) 都道府県別転入・転出超過の市町村数

○ 全国の6割弱の市町村が65歳以上について転出超過となっている。

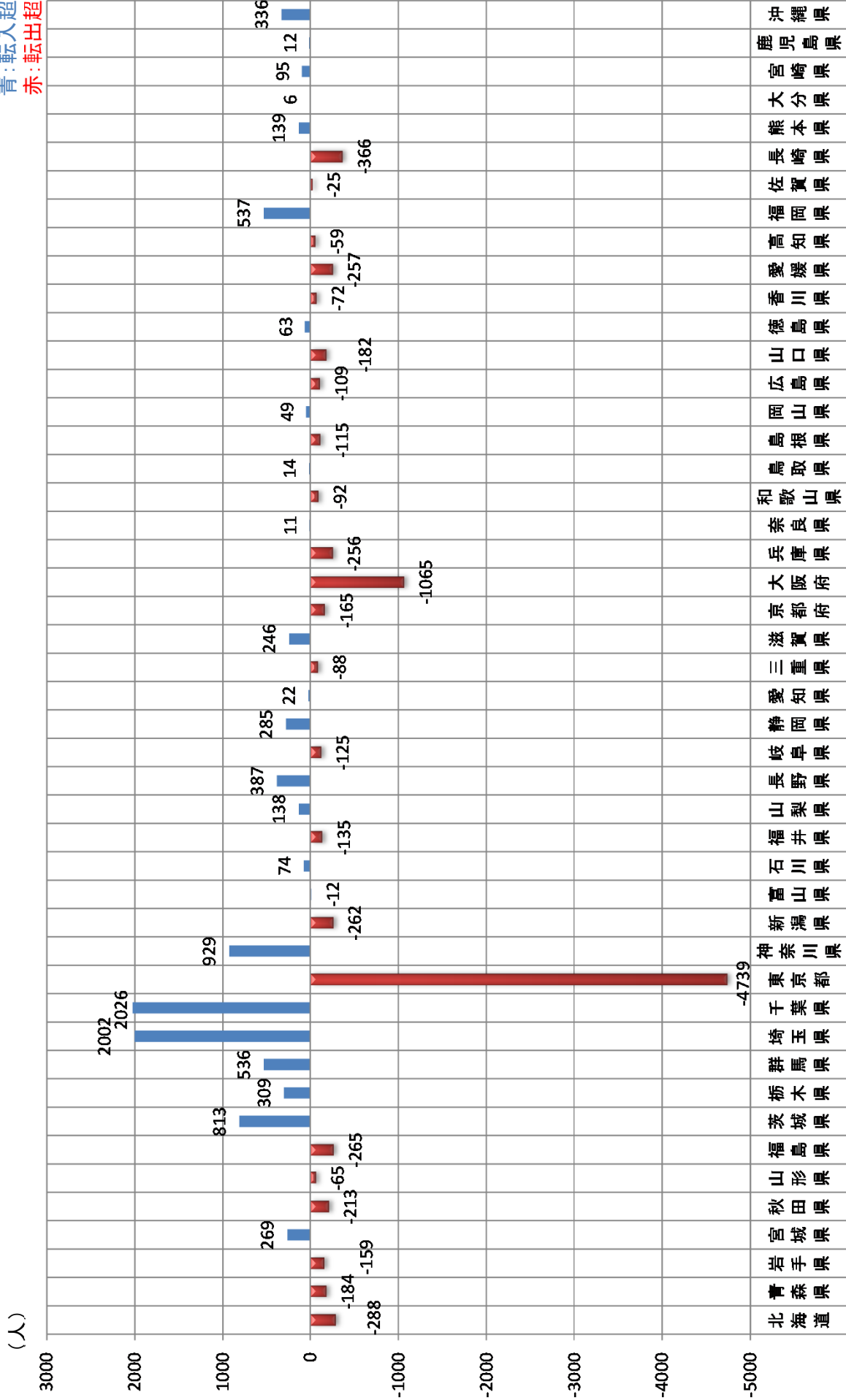
都道府県	市町村数	総数				0～14歳				15～64歳				65歳以上			
		転入超過		転出超過		転入超過		転出超過		転入超過		転出超過		転入超過		転出超過	
		割合	%	割合	%	割合	%	割合	%	割合	%	割合	%	割合	%	割合	%
全	1,718	407	23.7	1,311	76.3	937	54.5	781	45.5	352	20.5	1,366	79.5	735	42.8	983	57.2
北海道	179	18	10.1	161	89.9	68	38.0	111	62.0	21	11.7	158	88.3	29	16.2	150	83.8
01 北海	40	3	7.5	37	92.5	16	40.0	24	60.0	2	5.0	38	95.0	13	32.5	27	67.5
02 青森	33	3	9.1	30	90.9	19	57.6	14	42.4	4	12.1	29	87.9	14	42.4	19	57.6
03 岩手	35	14	40.0	21	60.0	21	60.0	14	40.0	12	34.3	23	65.7	18	51.4	17	48.6
04 宮城	25	1	4.0	24	96.0	13	52.0	12	48.0	0	0.0	25	100.0	7	28.0	18	72.0
05 秋田	35	3	8.6	32	91.4	19	54.3	16	45.7	2	5.7	33	94.3	12	34.3	23	65.7
06 山形	58	11	19.0	47	81.0	31	53.4	27	46.6	9	15.5	49	84.5	18	31.0	40	69.0
07 福島	44	9	20.5	35	79.5	26	59.1	18	40.9	3	20.5	35	79.5	26	59.1	18	40.9
08 茨城	25	6	24.0	19	76.0	13	52.0	12	48.0	9	32.0	22	88.0	17	68.0	8	32.0
09 栃木	35	7	20.0	28	80.0	20	57.1	15	42.9	6	17.1	29	82.9	19	54.3	16	45.7
10 群馬	63	28	44.4	35	55.6	47	74.6	16	25.4	22	34.9	41	65.1	51	81.0	12	19.0
11 埼玉	54	22	40.7	32	59.3	31	57.4	23	42.6	14	25.9	40	74.1	40	74.1	14	25.9
12 千葉	40	23	57.5	17	42.5	25	62.5	15	37.5	24	60.0	16	40.0	21	52.5	19	47.5
13 東京	33	15	45.5	18	54.5	18	54.5	15	45.5	12	36.4	21	63.6	25	75.8	8	24.2
14 神奈川	30	2	6.7	28	93.3	14	46.7	16	53.3	2	6.7	28	93.3	9	30.0	21	70.0
15 新潟	15	1	6.7	14	93.3	10	66.7	5	33.3	4	26.7	14	93.3	6	40.0	9	60.0
16 富山	19	6	31.6	13	68.4	9	47.4	10	52.6	4	21.1	15	78.9	6	31.6	13	68.4
17 石川	17	1	5.9	16	94.1	8	47.1	9	52.9	1	5.9	16	94.1	3	17.6	14	82.4
18 福井	27	5	18.5	22	81.5	11	40.7	16	59.3	3	11.1	24	88.9	14	51.9	13	48.1
19 山梨	77	22	28.6	55	71.4	53	68.8	24	31.2	15	19.5	62	80.5	44	57.1	33	42.9
20 長野	42	7	16.7	35	83.3	32	76.2	10	23.8	6	14.3	36	85.7	16	38.1	26	61.9
21 岐阜	35	8	22.9	27	77.1	14	40.0	21	60.0	6	17.1	29	82.9	20	57.1	15	42.9
22 静岡	54	29	53.7	25	46.3	29	53.7	25	46.3	30	55.6	24	44.4	24	44.4	30	55.6
23 愛知	29	8	27.6	21	72.4	18	62.1	11	37.9	8	27.6	21	72.4	11	37.9	18	62.1
24 三重	19	5	26.3	14	73.7	12	63.2	7	36.8	5	26.3	14	73.7	9	47.4	10	52.6
25 滋賀	26	5	19.2	21	80.8	15	57.7	11	42.3	5	19.2	21	80.8	8	30.8	18	69.2
26 京都	43	9	20.9	34	79.1	23	53.5	20	46.5	9	20.9	34	79.1	15	34.9	28	65.1
27 大阪	41	7	17.1	34	82.9	25	61.0	16	39.0	5	12.2	36	87.8	19	46.3	22	53.7
28 奈良	39	7	17.9	32	82.1	25	64.1	14	35.9	7	17.9	32	82.1	13	33.3	26	66.7
29 和歌山	30	4	13.3	26	86.7	15	50.0	15	50.0	4	13.3	26	86.7	11	36.7	19	63.3
30 徳島	19	4	21.1	15	78.9	14	73.7	5	26.3	3	15.8	16	84.2	8	42.1	11	57.9
31 香川	19	3	15.8	16	84.2	12	63.2	7	36.8	3	15.8	16	84.2	5	26.3	14	73.7
32 愛媛	27	10	37.0	17	63.0	18	66.7	9	33.3	10	37.0	17	63.0	10	37.0	17	63.0
33 高松	23	6	26.1	17	73.9	12	52.2	11	47.8	6	26.1	17	73.9	6	26.1	17	73.9
34 岡山	19	1	5.3	18	94.7	10	52.6	9	47.4	2	10.5	17	89.5	6	31.6	13	68.4
35 広島	24	3	12.5	21	87.5	14	58.3	10	41.7	2	8.3	22	91.7	9	37.5	15	62.5
36 山口	17	3	17.6	14	82.4	11	64.7	6	35.3	4	23.5	13	76.5	6	35.3	11	64.7
37 徳島	20	4	20.0	16	80.0	8	40.0	12	60.0	4	20.0	16	80.0	5	25.0	15	75.0
38 香川	34	7	20.6	27	79.4	19	55.9	15	44.1	4	11.8	30	88.2	12	35.3	22	64.7
39 愛媛	60	20	33.3	40	66.7	29	48.3	31	51.7	16	26.7	44	73.3	36	60.0	24	40.0
40 高松	20	3	15.0	17	85.0	9	45.0	11	55.0	2	10.0	18	90.0	10	50.0	10	50.0
41 佐賀	21	2	9.5	19	90.5	10	47.6	11	52.4	2	9.5	19	90.5	6	28.6	15	71.4
42 長崎	45	13	28.9	32	71.1	26	57.8	19	42.2	10	22.2	35	77.8	22	48.9	23	51.1
43 熊本	18	3	16.7	15	83.3	9	50.0	9	50.0	2	11.1	16	88.9	5	27.8	13	72.2
44 大分	26	5	19.2	21	80.8	13	50.0	13	50.0	5	19.2	21	80.8	8	30.8	18	69.2
45 宮崎	43	10	23.3	33	76.7	16	37.2	27	62.8	7	16.3	36	83.7	18	41.9	25	58.1
46 鹿児島	41	21	51.2	20	48.8	27	65.9	14	34.1	19	46.3	22	53.7	25	61.0	16	39.0
47 沖縄																	

注1) 東京都特別区部は1市として扱う。  
注2) 転入超過数0の市町村については転入超過に含める。

## (参考資料4) 65歳以上の都道府県別転入超過数

○ 65歳以上の転出超過都道府県は24都道府県あり、三大都市圏以外にも相当程度ある。

青: 転入超過  
赤: 転出超過

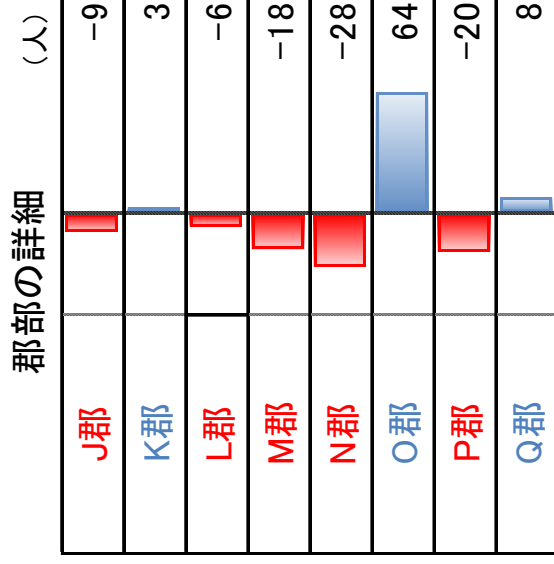
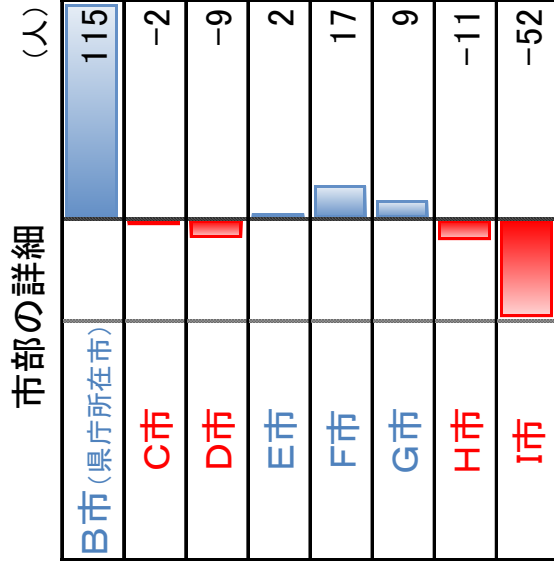


## (参考資料5) A県における65歳以上の県内転入超過数

- 県内でも、市部と郡部で転入・転出のいずれが超過しているか分かれている。
- 市部においては、県庁所在市に転入が集中している一方、郡部においては、転入超過と転出超過の自治体がそれぞれ存在するという特徴もある。

市部と郡部の比較 (人)

	65歳以上合計
市部	69
郡部	-6



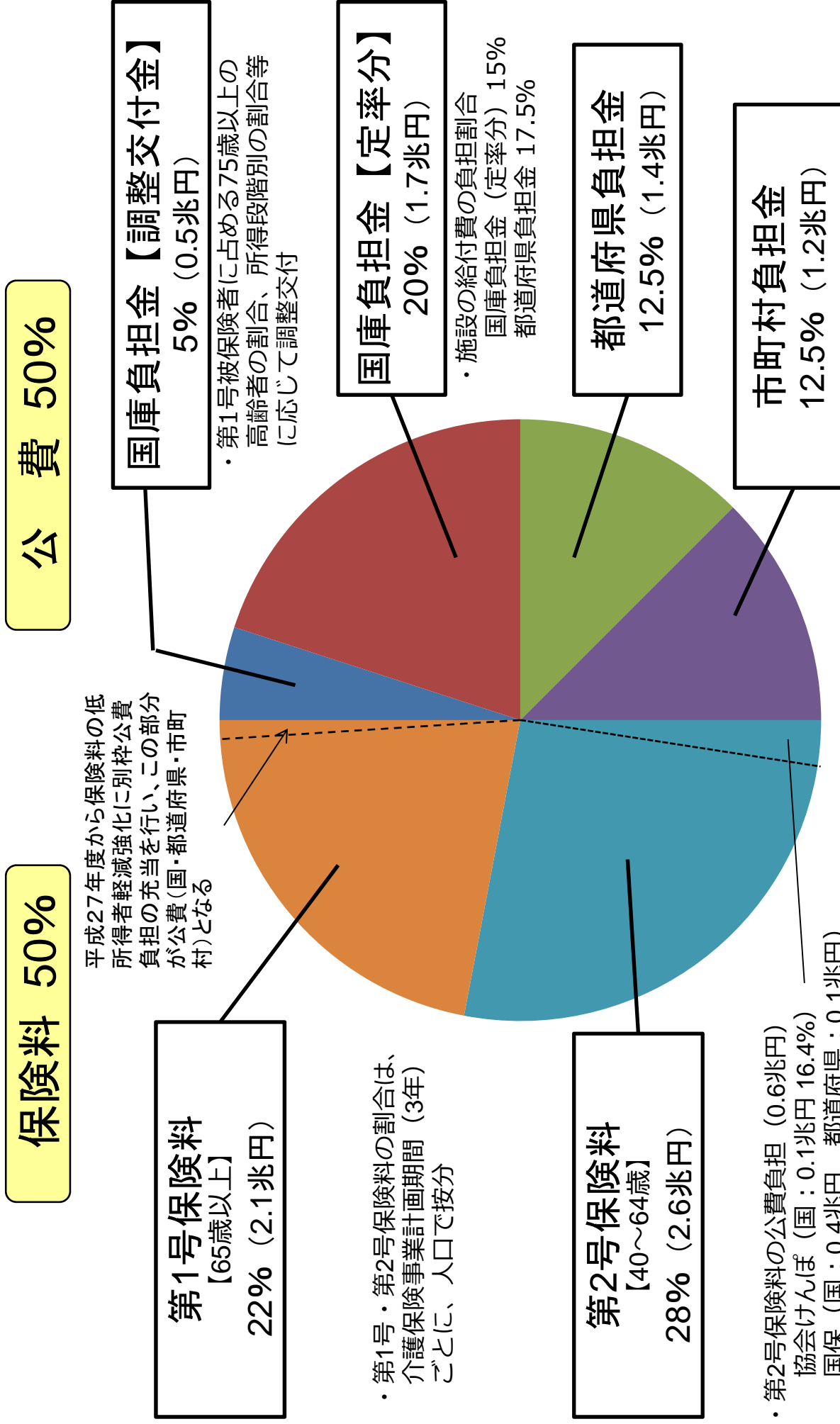
(参考) A県内の転入・転出超過自治体数

転入超過自治体	12
転出超過自治体	20

出典: 住民基本台帳人口移動報告 平成26年結果

# (参考資料6) 介護保険の財源構成と規模

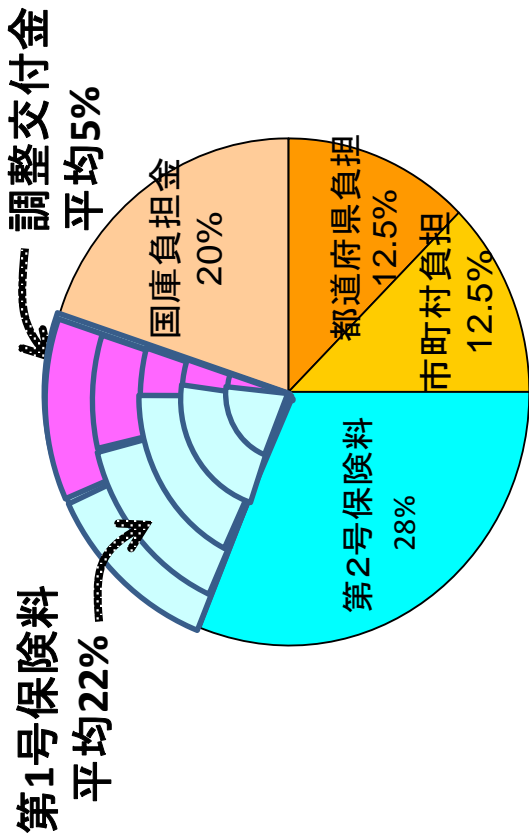
(27年度予算 介護給付費：9.4兆円)  
 総費用ベース：10.1兆円



※数値は端数処理をしているため、合計が一致しない場合があります。

# (参考資料7) 調整交付金による財政調整

「後期高齢者比率が高いことによる給付増」と、「被保険者の所得水準が低いことによる収入減」を、国庫負担金25%のうち5%分を用いて財政調整。市町村間の財政力の差を解消。



## 1. 後期高齢者と前期高齢者の比率の違い

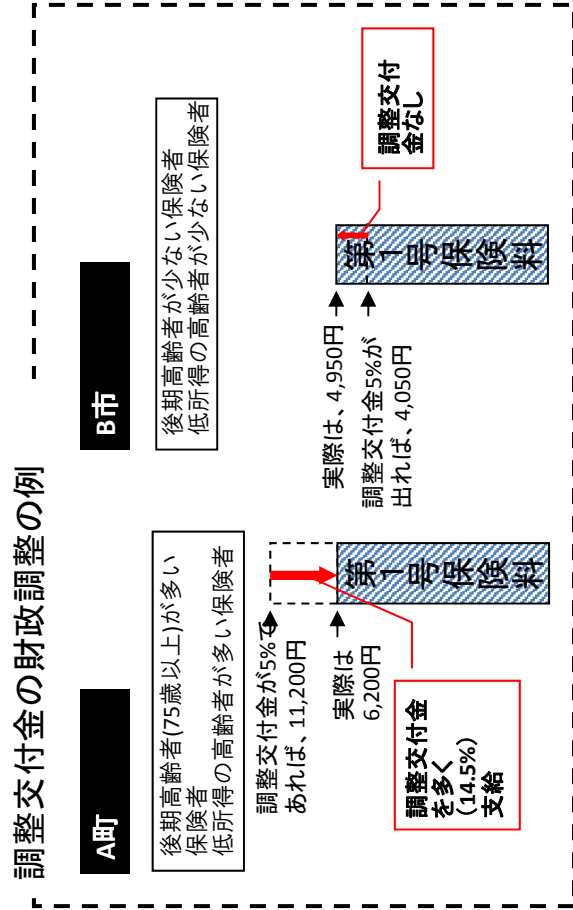
- ・前期高齢者(65歳~74歳): 認定率 約4.4% ↔ 要介護認定率に 約7.2倍の差
- ・後期高齢者(75歳以上): 認定率 約31.7%

後期高齢者の構成割合が大きいき市町村  
→ 保険給付費が増大 → 調整しなければ、保険料が高くなる

## 2. 被保険者の所得水準の違い

所得の高い高齢者が相対的に多い市町村  
→ 調整しなければ、同じ所得でも、保険料は低くてすむ  
所得の低い高齢者が相対的に多い市町村  
→ 調整しなければ、同じ所得でも、保険料は高くなる

**【調整交付金の役割】**  
 ・ 保険者の給付水準が同じであり、  
 ・ 収入が同じ被保険者であれば、  
**保険料負担額が同一**となるよう調整するもの。



(※)調整交付金の計算方法  
 各市町村の普通調整交付金の交付額  
 = 当該市町村の標準給付費額 × 普通調整交付金の交付割合(%)  
 普通調整交付金の交付割合(%)  
 = 27% - (22% × 後期高齢者加入割合補正係数  
 × 所得段階別加入割合補正係数)



## 2. 必須サービスのみのサービスピック付高齢者住宅への住所地特例 適用拡大について

### 提案の概要

- 首都圏に住む出身地にゆかりのある高齢者が、サービスピック付高齢者向け住宅に登録された空き家等へ里帰りする場合に、必須サービス(安否確認・生活相談)のみの場合も住所地特例制度の対象とすること。

### 厚生労働省としての考え方

- 必須サービスのみを提供するサービスピック付高齢者向け住宅は、介護、食事の提供などをしていないために、有料老人ホームには該当しない。そうすると、一般の賃貸住宅と同じ性質のものであることから、特定の市町村への負担の偏りを是正する住所地特例にはなじまないと考える。
- 一般住宅へ住所地特例を拡大することは、現在、高齢者が他自治体に転出超過となっている約6割の都道府県や、都道府県内で転出超過となっている市町村において、さらなる負担増を招くおそれがある。
- 住宅まで制度を拡大することは自治体の責任の押し付け合いとなり、かえって介護保険制度の安定性を揺るがせるおそれがあるため、住所地特例の適用拡大は困難である。

## (参考資料8) 有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅

- サービス付き高齢者向け住宅の事業者が、有料老人ホームの要件となっている「①食事の提供」「②介護の提供」「③家事の提供」「④健康管理の提供」のいずれかを「住宅事業の一部として」実施している場合、そのサービス付き高齢者向け住宅は「有料老人ホーム」に該当することとなる。
- 住宅事業者の希望の有無にかかわらず、上記4サービスのどれか一つでも提供していれば、その住宅は有料老人ホームとなり、老人福祉法の指導監督の対象となる。



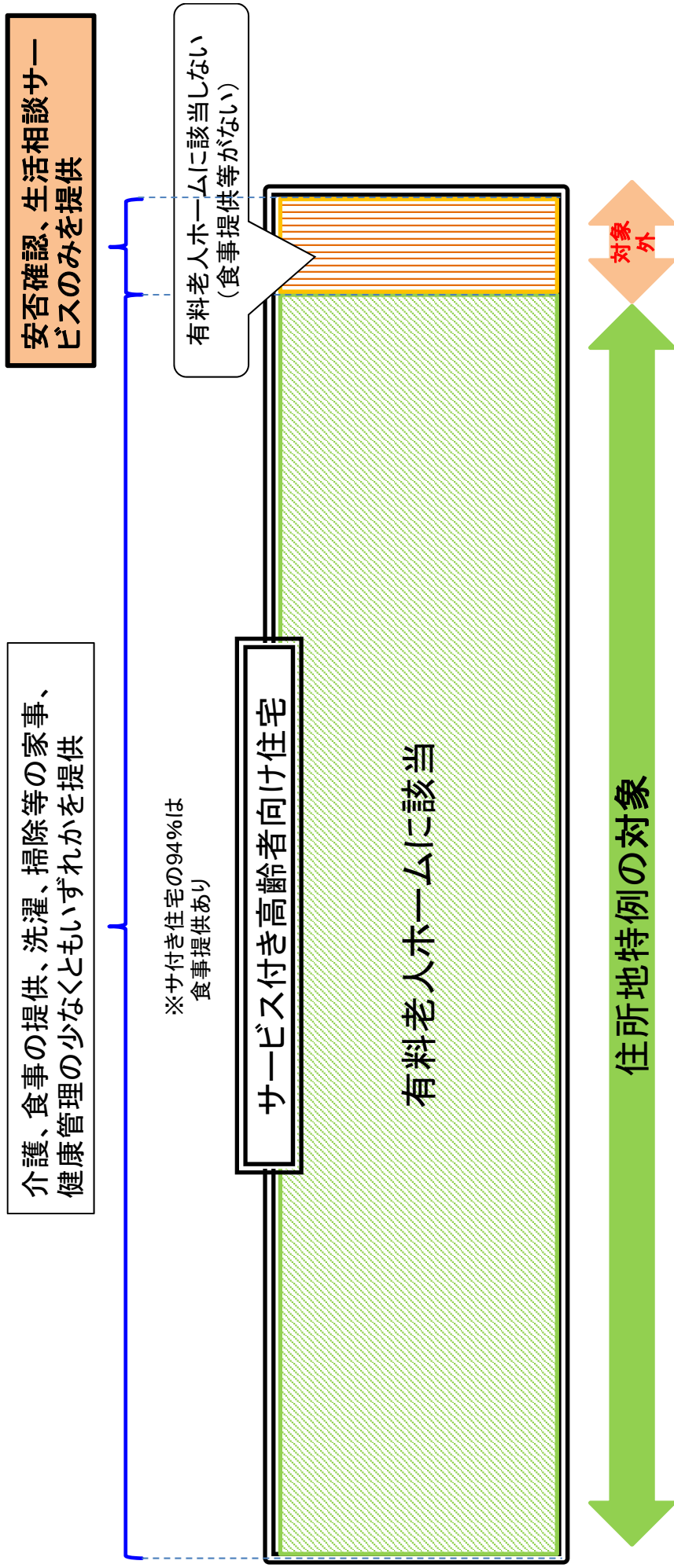
実際の登録情報 (H26.3末時点)

	提供する	提供しない
状況把握・生活相談サービス	100%	—
食事の提供サービス	94.7%	5.3%
入浴等の介護サービス	47.3%	52.7%
調理等の家事サービス	50.4%	49.6%
健康の維持増進サービス	59.5%	40.5%

※ 併設施設等からサービスが提供されているケースが含まれている場合がある。

## (参考資料9) サービス付き高齢者向け住宅と住所地特例

有料老人ホームとの均衡を踏まえ、サービス付き高齢者向け住宅のうち、サービスの提供状況が有料老人ホームに該当するものについては、住所地特例を平成27年4月から適用している。



### 3. 適用除外施設への住所地特例の適用対象の拡大について

#### 提案の概要

- 障害者支援施設等の介護保険適用除外施設を退所し、介護保険施設等に入所した場合に、現行では当該適用除外施設の所在市町村が保険者となるが、当該適用除外施設入所前の住所地市町村を保険者とすよう住所地特例を見直すこと。

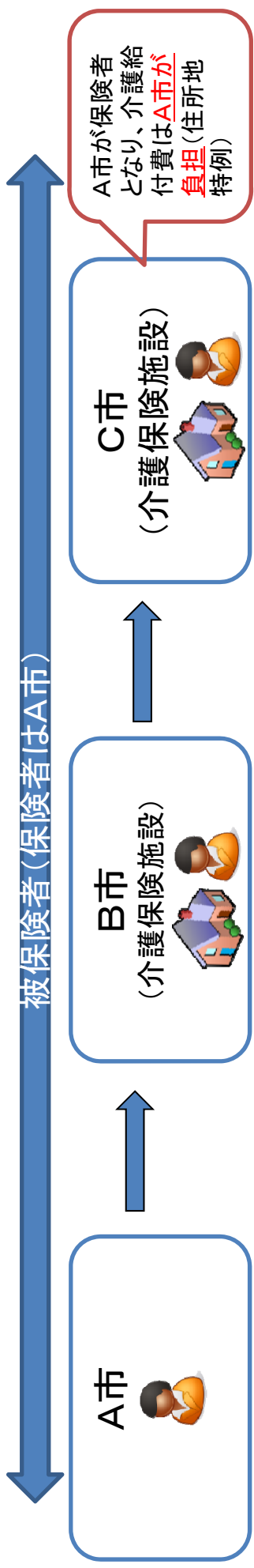
#### 厚生労働省としての考え方

- 住所地特例では、介護保険施設等入所後も引き続き高齢者が介護保険施設等に入所する前の自治体において、介護保険の第一号被保険者として取り扱うこととなっている。一方、適用除外施設の場合は、障害者の施設には若年から入所しており、介護保険の被保険者資格を持ったことがない方のケースも多くあり、住所地特例の仕組みがなじむかどうかといった課題がある。
- 適用除外施設退所者の介護保険施設入所にかかる課題については、今後入退所者の状況等を含めて実態調査を予定しており、その結果を踏まえてどのような対応が可能か否かも含めて検討する。

## (参考資料10) 住所地特例と適用除外施設の関係 (現状)

適用除外施設に入所・入院している者は、介護保険施設と同等若しくはそれ以上の水準の介護サービスが提供されていること、入所者の入所期間が長期に渡る実態があり、将来的にも介護保険の給付を受けられる可能性が高いこと、40歳以上の者が一定程度入所している実態があることから、当分の間、介護保険の被保険者として扱われている。

A市からB市にある**介護保険施設**に入所した者が退所し、C市にある介護保険施設に入所する場合、適用関係は以下のようなようになる。



A市からB市にある**適用除外施設**に入所した者が退所し、C市にある介護保険施設に入所する場合、適用関係は以下のようなようになる。



※A市で被保険者資格を持たない場合もある

○ 適用除外施設退所後の適用関係の検討に当たっては、例えば適用除外施設入所時が若年のため、A市で介護保険の被保険者資格を持たないケースがあり、そのような場合にまでA市が介護保険施設入所後の介護費用を負担すべきかどうかといった課題があるのではないかと。

## (参考資料11) 介護保険適用除外施設

原則65歳以上の高齢者については、介護保険の被保険者となるが、特定の施設(適用除外施設)に入所・入院している者は介護保険の被保険者としていないこととされている(介護保険法施行法第11条、介護保険法施行規則第170条)。

### ○介護保険適用除外施設

- ① 児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設 (227件)
- ② 児童福祉法に規定する厚生労働大臣が指定する医療機関(当該指定に係る治療等を行う病床に限る。)(82件)
- ③ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(1件)
- ④ 国立及び国立以外のハンセン病療養所(14件)
- ⑤ 生活保護法に規定する救護施設(188件)
- ⑥ 労働者災害補償保険法に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設(同法に基づく年金たる保険給付を受給しており、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者を入所させ、当該者に対し必要な介護を提供するものに限る。)(8件)
- ⑦ 障害者支援施設(生活介護を行うもの)であって、身体障害者福祉法の規定により入所している身体障害者又は知的障害者福祉法の規定により入所している知的障害者に係るものに限る。)(2,612件※⑧の施設数も含む)
- ⑧ 障害者総合支援法に規定する指定障害者支援施設(支給決定(生活介護及び施設入所支援に係るものに限る。))を受けて入所している身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係るものに限る。)
- ⑨ 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者である病院(療養介護を行うものに限る。)(227件)